**同志社音ゲーシンコウ会Do it!! 規約**

　・第一章　総則

　・第二章　役員

　・第三章　会員

　・第四章　運営

　・附則

***第一章　総則***

**第一条 (名称)**

当サークル(以下当会)は、「同志社音ゲーシンコウ会Do it!!」と称する。

**第二条 (所属・所在地)**

当会は、同志社大学の学生を中心とした同志社大学学生支援センター登録団体(以下同大登録団体)に所属するサークルである。また、当会の所在地は会計宅に置かれる。

**第三条 (当会の目的)**

当会は「音楽ゲーム(音ゲー)」を遊ぶ人々同士が交流したり、接触できる機会を増やしたりすることを主な目的とする。

**第四条 (当会規約の目的)**

当会の会員(以下会員）の行動を縛るためのものではなく、同大登録団体として活動するために必要な最低限の業務やモラルなどの理解を目的とする。

***第二章　役員***

**第五条　(役員の種類)**

1. 当会の役員とは「会長, 副会長, 会計, 京田辺校地責任者, 広報, 書記」のことである。

また、役員は会員でなければならない。

2. 「会長, 副会長, 会計, 京田辺校地責任者」は同志社大学生でなければならない。

3. 役員は重複しても構わないが、「会長, 副会長, 会計」間の重複については、これを認め

ない。

4. 各役職について2名以上の任命はできない(広報のみ２名以上の任命可)。ただし、必要であれば各役職に補佐役を１名以上置くことができる。補佐役は会議での会員の話し合いによって任命することができる。

**第六条　(職務)**

各役員は、次の職務を行う。

また、補佐役は以下の役員の許可があった場合に、業務を代行することができる。

会長：当会の最高責任者である。同大登録団体として活動するための書類の管理や、総会や例会(以下会議)の開催、メーリングリストの管理など、サークルを運営する上で必要である職務を担当する。

副会長：当会主催のイベントの管理や、外部団体への交渉など、主にサークル外へ向けた職務を担当する。

会計：会費の徴収、管理や当会活動全体に関する金銭出納を管理する。

また、当会の預金通帳と印鑑は会計宅で管理され、原則他の方が管理をしてはならない。

京田辺責任者：同志社大学学生支援センターからの仕事を求められた時に対応する。

広報：当会HP、Twitterアカウントの管理や更新を行う。また、それらを用いて当会の宣伝や広報活動を定期的に行う。

書記：会議の報告をまとめて作成し、会員がその内容を把握できるようにする。また、会員の名簿を管理し、会議の出欠確認をする。

**第七条 (任期)**

1. 当会の役員は、原則として会議での会員の話し合いによって選出される。

2. 役員の任期は冬総会(第四章参照)から１年とし、冬総会で引き継ぎを行う。

3. 役員の補充や変更は、会議にて会員の過半数以上の承認があれば行うことができる。

ただし、「会長、副会長、会計」の変更は総会においてのみ行われることとする。

***第三章　会員***

**第八条 (会員の定義)**

会員とは、一度九条で定める入会が認められ、第十一, 第十二条で定める、退会, 除名処理をされていない者のことである。

**第九条 (入会)**。

当人が高校生以上であり、入部届を会長に提出し受理され、第十条に定める会費を期限内に納めた者は入会が認められる。また、同志社大学生でなくても入会は可能である。

**第十条 (会費)**

1. 会員は１年に一度、会費として年会費を納めなければならない。徴収は会計が行う。

2. 新規入会希望者は年会費として2000円を納める。期限は入会届けが受理されてから２ヶ月以内とする。

3. 上に同じく、新規会員以外の会員も年会費として2000円納める。期限は春総会(第四章参照)から2ヶ月以内とする。

4. 会費額に変更が必要と判断された場合、冬総会にて過半数以上の承認があれば、次年度に限り、その額に変更することができる。

**第十一条 (退会)**

1. 当会からの退会は、当人が退会届を会長或いは副会長に提出し、承認を得られた時点から認められる。

2. 年会費を納めてから３ヶ月以内に退会が承認された場合、その年度の支払済の会費から半額の払い戻しを受けることができる。

3. 再入会を希望する場合、再度入会届けを提出し、会長に受理されなければならない。

再入会を希望する際は再度年会費を納めなければならない。

**第十二条 (除名)**

いかなる理由があっても以下に該当する者は除名対象となる。除名権限は会長, 副会長が持つものとする。除名された場合、再度入会は認められない。

会長, 副会長が同時に除名対象となった場合、除名権限は役員が持つものとする。

 ・会費を期限内に納めず、会計からの催促にも応じなかった場合。

 ・２度連続して、総会での出欠確認において出席の意思を示さなかった場合。

 ・同大登録団体として活動するための業務に応じなかった場合。

 ・当会の規約に意図して反した場合。

 ・上記以外に当人が当会に所属することで運営が困難になると判断された場合。

また、以下に該当する者は除名権限に関わらず強制的に除名とする。

 ・当会活動中に未成年飲酒が見つかった場合。

 ・当会に関係するネット上の書き込みで不適切な内容だと判断された場合。

***第四章　運営***

**第十三条 (会議の種類)**

当会の会議とは「春総会, 冬総会, 例会, 臨時例会」のことである。

会議は原則同志社大学今出川キャンパス及びその近辺で行う。

総会は年に2度、例会は総会が開かれる月以外、毎月会長が開くものとする。

**第十四条 (春総会)**

春総会は原則５月に開かれる。春総会では最低限以下の内容について報告, 議論する。

 ・前年度の活動内容の報告、今年度の活動内容概略決定。

 ・入会希望者の入会に関する手続き、会費の支払い。

 ・会計中間報告。

**第十五条 (冬総会)**

冬総会は原則１２月に開かれる。冬総会では最低限以下の内容について報告, 議論する。

 ・新役員の決定、役員の引き継ぎ。

 ・年間会計報告。

**第十六条 (会議全体)**

総会や例会では主に以下の内容について報告, 議論をする。

また、必要に応じて他の報告や議題を加えてもよい。

 ・過去の活動内容の見直し、反省点について。

 ・今後の活動内容の予定, 報告、その活動を行う上での予定出費額について。

 ・今後の運営方針について(来月以降の会議の日程調整も含む)

**第十七条 (臨時例会)**

役員は必要に応じ、臨時例会を開くことができる。

**第十八条 (意思決定)**

当サークルの全ての意思決定は会議における議決によって成立し、それ以外の場において成された意思決定はその効力を有しないものとする。

**第十八条 (会議の出席)**

会議は当サークルを運営する上で重要なものであるため、原則参加しなければならない。

中でも総会は非常に重要であるため、２度連続して、総会での出欠確認において出席の意思を示さなかった場合、当会から除名されることがある。(第十二条参照)

止むを得ず会議に出席できない場合、会長或いは副会長にその旨を伝える必要がある。

**第十九条 (出席の定義)**

会議への出席は以下の条件のうち１つでも該当すれば出席とみなす。

 ・会議に出席をした場合。

 ・会議に出席できなかったが、事前に告知された議事について、自らの意見を持ち、

　 他の会議出席者に代行してもらった場合。

 ・会議に出席できなかったが、会長或いは副会長に会議に対する意見を提出した場合。

**第二十条 (活動)**

当会の活動は、原則として同志社大学全校地及びその近辺で行うものとする。

また、会議の他に大会やイベント活動を定期的に行う。

**第二十一条 (イベント主催者)**

会員は当会のイベント主催者になることができる。ただし以下に該当する場合、その月から３ヶ月間は当会のイベント主催者、また、その協力者になることができない。

・総会への出席が確認されなかった場合

・例会への出席が２度連続で確認されなかった場合

・除名対象になった場合

また、イベントの主催を希望する場合、会長或いは副会長の承認を必要とする。

**第二十二条 (会計処理)**

1. 当会は会費によって運営される。

2. 会員が会費からの出費を行う行為は、原則として会議において決定された項目について行われる。ただし、会議外で３分の２以上の承認があった場合、特例として会費からの出費を行うことができる

3. 何れの場合において出費がなされたとしても、最終的な支払い行為を行った、或いは行うように示唆した会員は、この結果を会計に対して報告しなければならない。

**第二十三条 (連絡)**

当会の事務連絡は、会員用提示版及びメーリングリストによって行う。当会の役員は重要な連絡や決定事項、提案などを必ずここに記載し、会員への周知を徹底することが必要とされる。

**第二十三条 (変更)**

当会規約の改正及び変更は、総会または臨時例会において、会員の３分の２以上の承認を得なければならない。

ただし、他の条項に別段の定めがあるときは、この限りではない。

*附則 (施行)*

当規約は2008年11月20日から施行する。

*附則 (施行)*

当規約の改正は2009年7月4日から施行する。

*附則 (施行)*

当規約の改正は2009年11月1日から施行する。

*附則 (施行)*

当規約の改正は2010年9月9日から施行する。

*附則 (施行)*

当規約の改正は2012年12月8日から施行する。

***附則 (施行)***

当規約の改正は2018年4月1日から施行する。